

パラリンピック経費の基本的な考え方について（案）

平成 29 年 5 月 31 日の合意において、「当該パラリンピック経費の対象範囲については、今後、整理・精査を行う」とされたことを踏まえ、公費負担の対象となるパラリンピック経費の範囲については、以下の基本的な考え方に基づき、平成 29 年度以降に執行された経費について、毎年度、整理・精査し、共同実施事業管理委員会で確認することとする。

- ① 経費の内容がパラリンピック競技・選手に深く関わるものであること
- ② オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に按分されたものであること
- ③ 経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること